

情報公開審査会の答申概要 (答申第 21 号)

- 1 対象公文書 用地取得整理台帳 (津幡町地内における土地取得に係る平成 10 年 1 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日までの分)
- 2 対象公文書の所管所属 津幡土木事務所
- 3 異議申立て等の経緯
- |                 |        |                |    |
|-----------------|--------|----------------|----|
| (1) H13. 12. 4  | 公開請求   | (4) H14. 1. 28 | 諮問 |
| (2) H13. 12. 18 | 一部公開決定 | (5) H15. 8. 13 | 答申 |
| (3) H13. 12. 21 | 異議申立て  |                |    |
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
土地代金等について非公開としたことは妥当であるが、被買収者の住所氏名等については、公開すべきである。

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
買収土地の字・地番被買収者の住所・氏名 その他氏名	7条2号 (個人情報)	公開	被買収者の住所氏名等については、不動産登記制度に基づき、従前の所有者から県に所有権移転登記が行われ、何人もこれを閲覧することができる。 したがって、被買収者の住所氏名及び買収土地の所在については、土地登記簿により公にされている情報である。
	7条3号 (事業活動情報)		事業者が県に土地を売却したことは、土地登記簿を閲覧すれば明らかになることから、当該情報が公開されても事業者の利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない。
	7条6号 (事務事業情報)		被補償者の住所氏名等に関する情報は、道路・河川及び砂防施設等に係る用地として標準的手続きに基づき、県が当時の土地所有者等と契約を締結しているという事実をあらわしたものであり、公開したとしても一般に今後の用地買収の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
土地代金及び補償金額並びにその支払金額	7条2号 (個人情報)	非公開	地価公示価格が公表されていても、本件公文書に記録された土地代金が地価公示価格でないことは明らかであり、公にされ又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。
	7条3号 (事業活動情報)		土地代金等は、事業者にとって財務、経理の内部管理に属する情報であり、公開されることによって、事業運営が損なわれるおそれがあると認められる。
	7条6号 (事務事業情報)		公共事業用地の所有者が、既買収地等と自己所有地等の評価要因・評価時点の違いを正しく認識しないまま、県の買収申出価格に対して疑問・不満を持ち、自己算定した価格等に固執することは大いに有り得ることである。 これに対し、県としては、提示した価格等により説得を続ける以外ないことから、交渉が大幅に長引き、場合によっては売買契約等が成立しない事態が生じることも予想される。 したがって、土地代金等を公開した場合、公共事業用地取得事務の支障を認めざるを得ない。

5 審議経過 審査回数 8回